

WIPOを巡る最近の状況

Recent debates at WIPO Arena

夏目健一郎*
Ken-Ichiro NATSUME

抄録 WIPOでは特許、商標、意匠、著作権といったこれまで馴染みのあった知的財産分野に関する議論と並んで、最近では「開発」という観点からWIPOの活動が議論されるようになってきている。「開発」をキーワードにWIPOの議論の動向を概観する。また、WIPO日本事務所の活動についても紹介する。

はじめに

筆者はこれまでWIPO内外から、WIPOに関わる機会を得てきたこともあり、今回、WIPOをめぐる状況について紹介する。WIPOは知的財産に関する国連の専門機関であり、そのカバー範囲も特許、商標、意匠、著作権、途上国協力、研修、仲裁・調停など多岐に及ぶ。本稿ではその中でも特許に関連する最近の動向に触れるが、併せて、最近のWIPOの議論を通奏低音のように流れる「開発」に関連する動向にも触れたい。なお、本稿は筆者の個人的見解であり、WIPO、日本政府その他の組織の見解ではない。

1. 経緯と概要

(1) 歴史

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Office : WIPO）は、1970年に設立され、1974年に国連の14番目の専門機関になった。1970年に設立となると、設立からまだ40年程度であるが、WIPOの前身を含めるとその歴史は浅くはない。

WIPOのルーツは、日本の専売特許条例交付の

2年前、ブラームスが交響曲第3番を作曲し、スチーブンスンの宝島が出版された、1883年まで遡る。出展した技術が盗まれてしまうことを恐れた外国の出展者が1873年にウィーンで開催される万国博覧会に参加することを拒んだことから、国際的な知的財産保護の必要性が認識されるに至った。これを受けて、工業所有権の保護に関するパリ条約が成立したのが1883年である。続いて1886年には著作権の分野においても、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約が成立した。これら二つの国際約束を管理する機関としてWIPOの前身である知的所有権保護合同国際事務局（BIRPI）が設立された。ディーゼルがディーゼル機関の特許を取得し、チャイコフスキーが交響曲第6番を作曲し、日本では、十大発明家にも選ばれている御木本幸吉が真珠の養殖に成功¹し、著作権法の前身である版權法が制定された年、1893年（明治26年）である。これを含めれば100年以上の歴史を有することになる。

* WIPO日本事務所所長
Head, WIPO Japan Office

(2) 規模, 予算

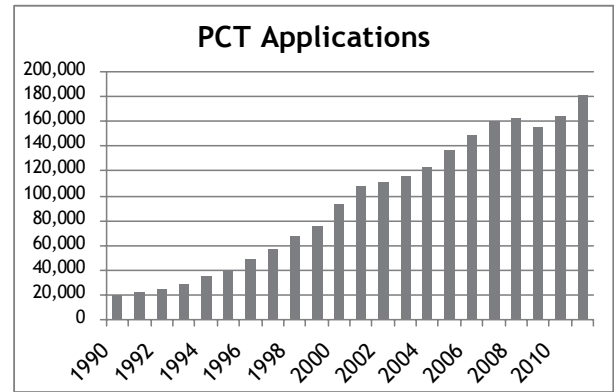
WIPO の組織の概要についてごく簡単に触れておきたい。加盟国は 185 カ国である²。本部はスイスのジュネーブにある。予算規模は、2012/2013 年度予算で約 6.4 億スイスフランであり、1 スイスフラン=80 円で計算すると、512 億円である。WIPO の予算構造で極めて特徴的なことは、収入の大部分を手数料収入が占めていることである。通常、国際機関は各加盟国からの分担金という形で収入を確保するケースが多いが、WIPO においては、分担金の占める割合はごく一部であり（2012/2013 年予算では約 5%）、PCT、マドリッド制度といった WIPO が提供するサービスに関する手数料収入が 90%以上を占める。とりわけ PCT 手数料の占める割合は全収入の約 75%にも達し³、予算面で PCT が果たす重み分かる。

2. 統計

WIPO の最大の収入源が PCT をはじめとするサービス手数料であることは既に述べたとおりであるが、ここでは、特許の権利取得に関する動向を統計の観点から概観してみたい。

特許出願に関して中国の伸びが著しいことはこのところ頻繁に指摘されている。2011 年の特許出願は前年比 34.6%の増加で 52.6 万件にも上る⁴。これは 2010 年まで世界トップであった米国（2011 年は 50.4 万件⁵）を抜き、世界最大の数字である。

WIPO がサービスを提供する国際特許制度としての PCT は、国境を越える経済活動が日常的になるにつれてより活発に利用されるようになってきている。1990 年以降の PCT 出願動向を見ても、2009 年にリーマンショックの影響で一時的に減少した例外を除けば基本的に増加傾向である（グラフ⁶）。



1978 年のスタート以降、PCT の累積出願数が最初の 100 万件に達するまでに 26 年を要したが（2004 年）、次の 100 万件、すなわち 200 万件に達したのは 2011 年であり、7 年に短縮された。このことから、経済のグローバル化、そしてそれに伴う国際的な特許取得活動の活発化をうかがうことができる。2011 年の PCT 出願件数の上位は、米国（48,596 : 8.0%増）、日本（38,888 : 21.0%増）、ドイツ（18,586 : 5.7%増）、中国（16,406 : 33.4%増）、韓国（10,447 : 8.0%増）の順であるが、2010 年からの増加率では中国が 33.4%増で群を抜いて多い。ただし、増加出願数自体では、日本が約 6,700 件増と最大である（中国は約 4,100 件増）。また日本の増加率 21%は先進国の中では突出している。出願人別では、国際公開ベースで中国の ZTE がパナソニックを抜いてトップに立ち、ファーウェイ（中国）が第 3 位、シャープ（日本）、ボッシュ（独）と続く。

出願数ではこれらトップ集団にはまだ及ばないものの、BRICs 諸国をはじめとする新興国の PCT 出願の伸びは顕著である。インド（1,430 件、11.2%増）、ロシア（964 件、20.8%増）、ブラジル（572 件、17.2%増）といったように伸び率は軒並み二桁成長であり、これらのエリアにおける経済活動の活発化をうかがわせる。

3. 議論のハイライト

WIPO といえば、PCT に代表される国際的財産制度、またそれを支える条約などがイメージされるが、WIPO で行われている議論は、特許制度調和などに留まらない。むしろ、最近はより広いさまざまな問題を扱うようになってきている。この議論の広がりの特徴づけるキーワードの一つとして「開発」が挙げられる。ここでは、その例として、開発と知的財産に関する委員会 (CDIP) と遺伝資源等政府間会合 (IGC) を紹介したい。これらの例を含めていえることは、TRIPS をはじめとする知的財産保護へ振れた動きに対する揺り戻しであるのか、国際機関全般において開発の観点を取り入れられるようになってきたことであるのか、理由は考えられようが、WIPO における議論も開発の観点を避けて通ることが出来ないということである。

IGC では、遺伝資源などに関して、国際的な法的文書を作成する作業が行われている。どちらかといえば先進国から生み出されることが多い特許、商標などの知的財産とは異なり、遺伝資源等は、先進国よりは途上国により多くの資源、伝統的知識などが存在するとも言え、途上国が制度策定に熱心である。

同時に WIPO では特許制度等に関する国際的議論も行われている。特許に関する議論が行われる場として、特許法常設委員会 (SCP) と PCT 作業部会がある。これらの場においては、当然専門的、技術的な検討が行われているが、ここにもやはり開発の観点が登場する。

(1) 開発アジェンダ: CDIP

2000 年 9 月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた「ミレニアム開発目標」

(Millennium Development Goals: MDGs) は、2015 年を達成期限とした 8 つの目標を掲げている。2004 年 9 月末から 10 月頭にかけて開催された WIPO 総会においてアルゼンチン、ブラジル等が「開発フレンズ」としてミレニアム開発目標を掲げる国連の専門機関として、WIPO はその活動に開発の側面を盛り込むべきと「開発アジェンダ」策定を提案⁷した。この提案は、その後、種々の検討を経て最終的に 45 項目の勧告⁸としてまとめられた。この勧告の実施等のため「開発と知的財産に関する委員会」(Committee on Development and Intellectual Property: CDIP) を新たに設立することが 2007 年の総会で合意された。マンデートは次のとおりである⁹。

- (a) 45 の採択された勧告の実施のための作業計画を策定する。
- (b) 採択されたすべての勧告の実施に関して、モニタし、評価し、議論し、報告し、そのために関連する WIPO の機関と調整する。
- (c) 本委員会によって合意されたとおり知的財産と開発関連事項を、また一般総会によって決定された事項を議論する。

45 項目の勧告は、多岐に渡り、技術支援、条約策定などの規範設定、技術移転などに及ぶ。WIPO の技術支援は開発志向であるべき、技術支援のための人的・財政的割り当てを増加すべき、規範策定に関して、パブリック・ドメインを保護することを考慮すべき、規範設定において柔軟性を考慮すべき、などといった勧告が並ぶ。

これらを実施するために当初は各勧告に対応してプロジェクトを検討していたが、必ずしも効率的ではなく、その後は、ある程度類似している勧告をまとめてテーマ別にプロジェクトを実施するアプローチをとるに至った。このテーマとしては、知的財産とパブリック・ドメイン、知的財産と競争

政策、知的財産と技術移転、途上国及び後発開発途上国間の南南協力の強化、などがある。これらのプロジェクトはそれぞれ実行され、進行状況は CDIP 会合で検討されている¹⁰。

勧告の実施が CDIP の柱であることは当然であるが、この実施が機能しているかを確保することも重要である。そのためにマンドートの二番目の項目がある。このモニタリングについては具体的にどのようにするのかというメカニズムを巡って加盟国間で激しい議論が展開された。関連する WIPO の機関と調整とあるが、WIPO の他の委員会等から報告をする場合、CDIP に報告するべきであるという意見と、CDIP に報告することは CDIP が他の委員会等に比べて優越することになるとして反対する意見が対立して、結局、各委員会等は総会に報告することで決着を見た。しかし、ここで「関連する」WIPO の機関（委員会等）とは何か、という点を巡って更に意見が対立している。常設委員会、作業部会を含めて WIPO の会合は「関連する」とする意見と、すべて一律に関連するものではなく、関連するものと関連しないものがあるとする意見が対立している。

更にマンドートの三番目に関して、CDIP のアジェンダに「知的財産と開発」という項目を新たに設けるという提案が 2010 年の CDIP 第 6 回会合でなされた¹¹。これに対しては、加盟国間で意見が対立している。賛成派はマンドートに対応したアジェンダでありマンドート遂行のために当然アジェンダに盛り込むべきという立場である。一方、そもそも CDIP 自体が開発と知的財産に関する委員会であるので CDIP で議論されているものはすべからず知的財産と開発に関するものであって、新たに「知的財産と開発」というアジェンダを設ける意味は無いとして反対する立場を取る加盟国もある。2012 年 7 月に開催された CDIP 第 9 回会

合でも合意に至らず、引き続き検討されることになっている。

1970 年の WIPO 設立に先立つ 1967 年に WIPO 設立条約が成立したが、その第 3 条には機関の目的として「諸国間の協力により、及び適当な場合には他の国際機関との協力により、全世界にわたって知的所有権の保護を促進すること」と「管理に関する同盟間の協力を確保すること」が規定されているものの、「開発」というキーワードは明示的には規定されていない。だからといって WIPO が MDGs を掲げる国連の一専門機関である以上、開発の観点を取り入れないという合意が形成されることは現実的にあり得ないことであり、そのような流れの中で CDIP も設立され、議論が行われている。なお、ブラジル・アルゼンチン等による開発アジェンダの当初提案¹²では WIPO 設立条約の改正にも言及している。

(2) IGC (遺伝資源等政府間委員会)

1992 年に採択され、1993 年に発効した生物多様性条約 (CBD : Convention on Biological Diversity) は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用と並び③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、をその目的に掲げている。新薬開発の可能性を持つ生物資源を、不法に国外に持ち出すバイオ・パイラシーの問題が取り上げられ、CBD に規定される遺伝資源の利用から生まれる利益の配分をより実効的にすることへの要望の声が高まった。この問題に対する一つの対応として、生物・遺伝資源の出所開示を特許制度に導入すべきという主張が WIPO においてなされた¹³。これは生物資源が豊富な途上国を中心に支持を集め、この問題を検討する政府間委員会が設置された。

Intergovernmental Committee on Intellectual Prop-

erty and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore を省略して IGC と呼ばれるこの会合は、2001 年に第 1 回会合が開催されて以来、議論が重ねられており、2012 年 7 月に開催された会合は第 22 回を数える。IGC では、遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現¹⁴について議論が行われている。2012/2013 年については、2011 年の総会でそのマンデートが決定され¹⁵、概要は次のとおりである。

- (a) 国際的な法的文書 (International Legal Instrument (s)) のテキストの合意を目的としたテキストベースの交渉を促進 (expedite) する。
- (b) 次期マンデートの 2 年間に、4 回 IGC を開催 (3 回はテーマ別 (GR (8 日間), TK, TCEs 各 1 回 (2012 年 2 月~7 月))) する。
- (c) テキストベースの交渉は、全ての WIPO 作業文書をもとに行う。
- (d) 2012 年の総会に国際的な法的文書のテキストを提出する。2012 年の総会では、ストックテイキングを行い、外交会議の開催について決定し、追加会合の必要性について検討する。

(a) では、国際的な法的文書とあるが、2010/2011 年のマンデートと同様に法的拘束力の明示は引き続き無い状態である。(d) では外交会議の開催について決定とあるが、これは 2012 年の総会で外交会議の開催について何を決定するのか (日程を決定するのか、開催するか否かを決定するのか) までは明示していない。

このようなマンデートの下、2012 年は 2 月、4 月そして 7 月に IGC 会合が開催された。

■2012 年 2 月 14 日~22 日: 第 20 回会合

第 20 回会合は遺伝資源に的を絞って議論が行われた。これまでの IGC において遺伝資源はア

ジェンダの順番が伝統的知識や伝統的文化表現の後に配されることが多く、余り多くの時間を費やすことができなかった経緯がある。伝統的知識と伝統的文化表現については条文形式の作業文書が存在するが、遺伝資源に関しては、具体的な実体条項のテキスト案は存在せず、「目的・原則」及び「今後の作業のオプション」について審議が継続されてきた。目的・原則については、5 つの目的 (遺伝資源へのアクセスと利益配分などとの整合性確保、特許審査に必要な情報の確保など)、及びそれに対応する原則の構成となっており、各目的・原則にオプションが併存する。今後の作業のオプションについては、3 つの論点に関して、それぞれオプションが示され、議論されている。具体的には、(1) 遺伝資源の防衛的保護 (データベース等)、(2) 出所開示、(3) 相互に合意する条件及び構成かつ衡平な利益配分、である。

第 20 回会合は、土曜日にも会議日程に組み込み、8 日間が遺伝資源の議論に特化して費やされた。加盟国間の精力的な議論の結果、これまでの各種の提案を統合化したテキスト¹⁶を作成するに至った。遺伝資源の分野ではこのようなテキストは存在していなかったため、その意味では初めてのテキストである。知的財産と遺伝資源に関する統合化テキスト (Consolidated Document Relating to Intellectual Property and Genetic Resources) と題されたこのテキストは、用語リストに続き、政策目的と題された部分と実体条項部分から構成されている。このテキスト化の作業は、議論の促進役 (ファシリテータ) を中心に集中的に行われた。政策目的はこれまであった「目的・原則」に対応する構成になっている。目的とそれに対応する原則からなっている。また、実体条項部分は、9 の条項からなる。現在の統合化テキストの政策目的、一般条項の項目概要は次のとおり。(読みやすさの

観点から、一部ブラケットを補ったり、原文の語句の訳出を省略した個所もある。)

政策目的

- 目的1：事前の情報に基づく同意，相互に合意する条件，利益配分の法，及び開示に関する国際／国内法の法令順守
- 目的2：[悪意を持って] 誤って付与された[知的財産権][特許]の防止
- 目的3：[知的財産][特許]権の付与に関する適切な判断をするために必要な情報を[知的財産][特許]庁が有することの確保
- 目的4：国際[地域]条約間の関係
- 目的5：イノベーション，知識，技術移転の促進における知的財産制度の役割

実体条項

- 第1条 [保護の対象][目的]
- 第2条 [[利益] / [提案の] 受益者][目的]
- 第3条 [[[法的] 保護の] 範囲][[義務的] 開示要件]
- 第4条 [補完的][保護] 手段 [の提案]
- 第5条 国際条約との関係
- 第6条 国際協力
- 第7条 国境を越えた協力
- 第8条 制裁，救済及び権利行使
- 第9条 技術支援，協力及び能力開発

今回の統合化テキストは一つのテキストの形式ではあるが、内容については加盟国間で意見が収束していない部分は少なくないことは事実である。例えば、政策目的として5つの目的が挙げられ、それぞれに1つ以上の原則が続くが、これらの目的、原則のタイトルについてはいずれもファシリテータが内容を示すために便宜的に用いたもので

あり、加盟国間で合意されたものは無い。また、実体条項部分も例えば第1条は「保護の対象」と「目的」という異なる案が並存している、といった状態である。議長も、テキストの冒頭で、このテキストは現在作業中のものであり、今後の参加者の立場を予断しない、オプションが示されている場合は、当該オプションを盛り込まない、又は追加のオプションもありうる、と注記しており、議論が収束したものではない。テキスト中、ブラケットで囲まれた部分も300以上存在する。この統合化テキストは、2011年の総会で決定されたIGCのマנדートに従い2012年10月に開催される総会に送付される。このようにブラケットも多い状態ではあるものの、一つのテキスト形式になったのが始めてであることも事実であり、今後の加盟国間の議論の行方が注目される。

■2012年4月16日～20日：第21回会合

第21回会合は、伝統的知識に的を絞って議論が行われた。伝統的知識に関しては、既にテキスト形式の作業文書¹⁷が存在したので、これらを踏まえて議論が行われた。その結果、The Protection of Traditional Knowledge : Draft Articles (伝統的知識の保護：条文案)と題されたテキスト¹⁸が作成された。このテキストも遺伝資源と同様、2012年10月の総会に送付される。第21回会合においても、議論はファシリテータを立ててドラフティング作業が行われた。

■2012年7月9日～13日：第22回会合

第22回会合は、伝統的文化表現である。こちらも既にテキスト形式の作業文書¹⁹があり、これらを踏まえた議論が展開された。ただ、第22回会合は、総会前の最後の会合ということもあり、総会后にどのように議論を進めていくのかという将来

の作業について議論をするのかしないのか、という点がアジェンダ採択の段階からもめるという事態になった。最終的に「IGCに関する将来の事項についての見解の表明」というアジェンダとして、意思決定は行わずに、各国が見解を（一方的に）表明するという形に落ち着いた。

条文案については、伝統的知識と同様に The Protection of Traditional Cultural Expressions : Draft Articles（伝統的文化表現の保護：条文案）とする文書が作成され、やはり総会に送付される。

伝統的知識と伝統的文化表現はその対象の類似性もあり、これらの条文案の構成はかなり似ている。構成の概要は次のとおり。いずれについても作業中（work in progress）というステータスである。

今後は、2012年10月に開催される総会で検討がなされるが、IGCのマンデート自体は2013年まで認められている一方、総会では外交会議について決定をするとされているので、どのような決定をするのかについては、関係国の中で議論が展開されると考えられる。

伝統的知識	伝統的文化表現
政策目的	政策目的
一般原則	一般原則
第1条 保護の対象，伝統的知識の定義，適格性の基準	第1条 保護の対象
第2条 保護の受益者	第2条 保護の受益者
第3条 保護の範囲 第3条の2 保護の範囲及び制裁	第3条 保護の範囲
第4条 制裁，救済及び権利行使／適用 第4条の2 開示要件	第8条 制裁，救済及び権利行使／適用
第5条 [権利の] 管理 第5条の2 集団的権利の適用	第4条 権利／関心の管理
第6条 例外と制限	第5条 例外と制限
第7条 保護の期間	第6条 保護の期間
第8条 方式	第7条 方式
第9条 経過措置	第9条 経過措置
第10条 一般的法的枠組みとの整合性	第10条 一般的法的枠組みとの整合性
第11条 内国民待遇，並びに外国の権利及び関心を認識する他の手段	第11条 内国民待遇
第12条 国境を越えた協力	第12条 国境を越えた協力

(3) 特許

(a) SCP(特許法常設委員会)

SCP (Standing Committee on Law of Patents : 特許法常設委員会) は特許についての議論を行う WIPO の常設委員会である。1998 年に第 1 回会合が開催され、2012 年 5 月には第 18 回会合が開催された。SCP の議論から特許制度の方式面の調和に関する条約である特許法条約 (PLT : Patent Law Treaty) が 2000 年に成立した。その後、実体面の制度調和を目指して SCP で議論が行われてきた。具体的な条文案をベースに議論が行われてきたが、どのような項目に関して議論を行うのかという点で加盟国間の意見が相違し、現在は、幅の広い論点を議論するようになっている。具体的には、特許制度の実体的調和のみならず、技術移転、強制実施許諾、特許と健康、特許と他の公共政策事項との関係といった項目が非限定的にリスト化²⁰されている。最近議論されている論点は例えば次のようなものである。

特許権の例外と制限

ブラジルから具体的な提案がなされた²¹。第 1 段階として加盟国の特許権の例外と制限に関する情報収集、第 2 段階としてどの例外/制限が開発の観点に取り組むのに効果的かの調査、第 3 段階として非限定的な例外と制限のマニュアルの作成、を提案している。第 1 段階に関して、加盟国への調査が行われ全加盟国の半数以上から回答がなされた。現時点では第 2 段階に進むことへの合意は形成されておらず、これまでの回答を踏まえ検討が継続されている。

特許の質(異議制度含む)

カナダ及び英国が特許の質について検討することを共同で提案^{22 23}。更にデンマーク²⁴、米国²⁵も

関連する提案を提出。

カナダ、英国の共同提案は、(a) (サーチ、審査能力構築のためなどの) 技術インフラの開発、(b) 特許の質に関する情報交換、(c) 手続きの改善、という観点を柱にしている。デンマーク提案は、他国のサーチ、審査結果を活用して自国のサーチ、審査の質を向上させるという観点から、他国のサーチ、審査結果の活用についてその実態、利益、問題などを検討するというものである。米国提案は、加盟国の官庁が高い質の特許のために重要な目標として何を掲げているのかを調査、各国における特許、審査官の質を測定するための基準を調査することを提案している。

これら具体的な提案がなされている状況ではあるが、特許の質に関しては、議論に先立ちまず「特許の質」とは何かという定義を明確にする必要があるという意見が途上国側から示され、具体的な議論に入ることが必ずしも出来ていない状況である。このような状況に対して、カナダ、英国は 2012 年 5 月の会合で、特許の質の定義に関する問いも含めたアンケート案を提案した²⁶が、加盟国の間で具体的な議論に進む合意を形成するにはまだ至っていない。

特許と健康

特許と健康に関しては、2011 年 5 月に開催された第 16 回会合で、アフリカ・グループと開発アジェンダグループを代表して南アフリカが提案²⁷を提出した。公衆衛生関連の特許の柔軟性の利用に関する専門家による研究、ワークショップなどの情報交換、そして技術協力の 3 点を柱としている。次の第 17 回会合では、米国が提案²⁸を提出した。こちらも 3 本柱である。最初は途上国/LDC に医薬品の入手に関する特許以外の障害などについて WHO にプレゼンテーションを求めるとい

もの。第2は途上国における医薬品の提供に関して特許のプラスのインパクトに関する研究。第3は、特許で保護されていない医薬品の入手可能性と入手できない理由についての研究である。特許と健康の問題については、CDIPで扱うべきであるとして、重複排除の観点からSCPで扱うことに懸念を示す加盟国があり、これらの提案を実施する段階には至っていない。

依頼人とその特許アドバイザーの間のコミュニケーションにおける秘密保持

依頼人と特許アドバイザーの間のコミュニケーションとしては、依頼人としての出願人が（弁理士などの）アドバイザーと権利取得、権利行使に関して相談する場合、そして依頼人としての第三者が権利侵害、権利無効化などについてアドバイザーに相談する場合が考えられる。いずれの場合のいでは、これら依頼人とアドバイザーの間で自由にコミュニケーションを図るためには、依頼人とアドバイザーの間のコミュニケーションが外部に漏れないことが確保されていることを依頼人は求める。依頼人と弁理士（弁理士）間の秘匿特権とも称されるが、この秘匿特権のため、依頼人は情報が漏れることを恐れることなく特許アドバイザーに自由にコミュニケーションを図ることが出来る。しかし、現在、統一的な制度があるわけではないので、ある国では秘匿特権が認められても別の国で秘匿特権が認められずに情報が開示されてしまうと、結局、情報の秘密は保持されなくなってしまう。このような問題意識を背景に、共通の枠組みを検討したいという意見が示された。これを踏まえて、数次に渡り検討が行われてきているが、本件は純粹に各国国内法の問題であるので、国際機関で議論すべきではなくSCPの議題から削除すべき、とする意見も示されており、意見の対立を見

ている。

特許制度調和

それでは、特許制度の調和はどのようなものか。WIPOにおいてはSCPにおいて実体制度調和の議論を行ってきたが、現在はその他の議論も数多く行うような状況になったことは上述のとおりである。しかし、特許制度のユーザにとって制度調和がメリットをもたらすことは論を俟たないことと言うまでも無く、制度調和に向けた議論は続けられている。SCPでは、先述の非限定的リスト中の項目の一つとして、先行技術、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、開示を例示しつつ実体的な特許用件の調和が挙げられているが、深い議論は行われていないのが実情である。一方、WIPOの枠を出て、5大特許庁会合（IP5）では、実務的な検討が精力的に行われている。IP5にはWIPOもオブザーバ参加しているが、制度調和に関しては、各国の特許制度や審査実務の比較研究を行いその結果がまとめられた。更に専門家パネルを設置し議論を進めていくこととされている²⁹。

先進国の間ではB+と呼ばれるグループが制度調和に関して検討を行ってきた。B+グループとはWIPO加盟国のうち先進国グループをBグループと呼ぶが、これにBグループに入っていないけれどEU加盟国である国々を加えたグループである。しかし、関係国の数が多いこともあり、なかなか意見がまとまりにくいことも事実である。

このような状況も踏まえ、もう少し小さな枠組みの検討が行われるに至った。それが日、米、英、独、仏、デンマーク、EPOが集まり、先進国間の制度調和の議論の今後について検討を行っているものである。これは最初の会合がドイツ・ミュンヘン郊外のテゲルンゼイにおいて行われたことから、テゲルンゼイ会合と呼ばれる。テゲルンゼイ会合

においても、専門家グループが各国間の制度比較作業を実施した。そして、今後は専門家グループが制度比較作業結果に基づき、今後さらに各重要項目について、どの程度調和しているかについての評価作業を行うこと、この作業と同時に、4つの重要項目（「グレース・ピリオド」、「秘密先願」、「18箇月公開」、「先使用权」）に対して更に詳細な分析作業を行うこととされている³⁰。

このようにWIPOの枠を超えたところで、制度調和についての議論は引き続き行われている。このような取組が実を結び、将来的に議論がまたWIPOに戻ってきて多数国間での議論につながる事が期待される。

(b) PCT 作業部会

PCTの手数料収入がWIPOの最大の収入源であることは先述のとおりであるが、そのPCTに関する専門の作業部会である。PCT条約、規則の改正などはPCT同盟総会で加盟国の承認を得るが、それに先立ち専門家レベルで検討する場がこのPCT作業部会である。PCTという具体的な制度が存在することもあり、具体的な規則改正案なども議論される。

最近の例としては、中華人民共和国の特許文献を最小限資料³¹に追加（PCT規則34）、（東日本大震災のように）不可抗力の場合に期間遵守ができなかったことによる遅滞の許容（新規則82の4）などが挙げられる。またPCT作業部会の議論を経て、第三者情報提供制度の導入、ライセンスの利用可能性の表示などが実現されている。更に長期的な視点に立った議論として、2012年5月に開催されたPCT作業部会では、PCTの将来について検討する提案もなされている（米英共同提案³²、EPO提案³³）。

このように制度をベースにした具体的な議論が

行われているが、同時に開発の観点も主張されている。その一つがPCT第51条に関する技術援助に関する議論である。PCT第51条は「技術援助委員会」を設置すると規定している。この技術援助委員会を早々に開催して途上国に対する技術支援の議論を行うべきという意見と、技術支援に関してはCDIPで議論を行うべきであり議論の重複を避けるべきという意見が対立している。

また、CDIPの2番目のマנדートであるモニタリングメカニズムに関して、PCT作業部会の議題に、開発アジェンダ勧告の実施に関する作業部会の貢献、という議題を盛り込むか否かについて意見の対立がある。結局は、常設の議題としないという条件で、会合ごとに議題を追加するという形で折り合いをつけている。

PCTは特許に関する国際的な制度であるが、国際的な特許出願の増加は冒頭の統計でも示したとおりであり、これに伴い各国知財庁では多くの出願を如何に効率的に審査するのが課題となっている。各国知財庁に共通するこの課題に対応するための取組の一つとして、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組、特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）が行われている³⁴。PPHは出願人の海外での早期権利化を容易とすると共に、各特許庁にとっては第1庁（先行庁）の先行技術調査と審査結果の利用性を向上し、審査の負担を軽減し質の向上を図ることができる。PPHには日米欧の特許庁をはじめ20以上の知財庁が参加している。PPHは第1庁の審査結果を活用するというのが基本的考え方であるが、PCT出願の国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）も行われている。特定の国際調査機関が作成した見解書等

を利用して、審査の早期化、ワークシェアを実現するものである。また、英国知財庁は PCT に特化して、特許性に関する国際予備報告が肯定的であれば、早期審査の対象にする「PCT ファスト・トラック」を実施している³⁵。このように国際制度としての PCT と各国における特許審査、ワークシェアリングは有機的に作用している。

4. 最近の成果：視聴覚的実演に関する北京条約³⁶

本誌は「特許」研究であるが、最近の WIPO における成果として著作権分野における条約を紹介したい。

著作権分野においては、著作権に関してベルヌ条約があることは冒頭に言及したとおりである。著作隣接権に関しては、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約（ローマ条約）が 1961 年に採択され、歌手や俳優等の実演家は実演の国際保護を享受してきたしてきたものの、この条約はコンピュータ、インターネットといったデジタル化の時代に対応するものではなかった。そこで、1996 年に、インターネット条約とも称される二つの条約、WIPO 著作権条約（WCT）と WIPO 実演レコード条約（WPPT）が採択され、デジタル時代における保護にも対応した。しかし、WPPT は音の実演とレコード製作者の保護に関するものであり、視聴覚的実演に対して国際的な権利のシステムにおいて隙間を残して、同様の保護は視聴覚的実演家（俳優）には認められていなかった。

2000 年に開催された視聴覚的実演における実演家の権利を強化する条約に関する外交会議において、交渉中の 20 箇条のうち 19 箇条についての暫定合意が得られた。しかし、実演家から製作者への権利の移転を扱うのか否か、もしくはどのよ

うに扱うのか、という権利移転に関する条項の 1 点について合意に至ることができなかった。

2011 年 6 月にジュネーブで会合した著作権及び著作隣接権に関する常設委員会において加盟国は、異なる各国法を適用するために十分に柔軟性を持たせ、それによって条約の妥結への道を開いた権利移転に関する条項に関して譲歩した文言に合意した。そして、2012 年 6 月 20～26 日に北京で開催された外交会議において、「視聴覚的実演に関する北京条約」が採択された。これまで保護が認められていたマイケル・ジャクソンのレコーディング、エフゲニー・キーシンのピアノ演奏といった音の実演に加えて、これからはメリル・ストリープの演技などの実演についても、インターネット時代に対応した保護が国際的に認められるようになった。

知的財産の分野では多数国間交渉の成果としての条約が久しくなかったが、今回、北京条約の合意に至ったことで、マルチの交渉の場としての WIPO が機能している成功例を示したことになる。

5. 日本事務所

(1) 経緯

「開発アジェンダ」が提案され、WIPO において「開発」の側面がより議論されるようになってきたのと時期を同じくして、知的財産と開発の問題の研究についての支援が日本において検討された。そしてそのような研究拠点として WIPO 日本事務所を誘致する旨の提案が 2005 年の WIPO 総会において日本からなされた。この提案の了承を受け、WIPO と日本政府の調整・準備を経て、2006 年 9 月に東京の国連大学内に WIPO 日本事務所が開設された。そして、知的財産と開発の問題については、国連大学と共同研究が行われた。

(2) ドキュメンタリー、知財活用成功事例データベース(IP Advantage)

知的財産の活用が経済発展、開発に貢献するということが広く理解されることは、知的財産活用のために重要なことである。この観点から、WIPO 日本事務所はドキュメンタリー映像の製作、成功事例データベースの構築を行っている。

ドキュメンタリー映像については、アジア・太平洋地域において知的財産を活用して成功した経営者、研究者などを取り上げている。これらは WIPO 日本事務所のホームページ³⁷及び YouTube™ 上の WIPO channel³⁸で視聴できる。

経済発展のための知財活用成功事例を集めたデータベース構想が日本から提案され、2009年11月に開催された CDIP 第4回会合で承認された。この構想は、「IP Advantage」データベースとして WIPO のウェブサイト上に実現された³⁹。この IP Advantage は WIPO 日本事務所が実際のケーススタディを作成しており、世界各国の知的財産活用の成功事例を集めている。2012年7月末で150件の事例が蓄積されている。この成功事例集を通じて、知的財産が産業、経済発展に貢献するということを多くの方々に理解してもらえればと願っている。現在は英語のみであるが、将来的にはフランス語、スペイン語といった他の国連公用語へ翻訳して言語の幅も拡張したいと考えている。

(3) 漫画

日本が世界に誇る文化は色々あるが、漫画もその一つである。とりわけ若者層における漫画の人気は世界各国に広がっている。この漫画を知財の普及啓発活動に結びつけたのが「ホンモノ」漫画である。模倣品の問題について漫画で分かりやすく表現して、幅広い層に訴えることを狙った。漫画は日本においてコンテスト形式で応募を募り、

優勝者が作品を仕上げた。この作品は日本語と英語の翻訳が現在出版されており、更に他の言語への翻訳も予定している。この漫画コンテストの取組は、模倣品の危険性に対する意識を広げるという目標を達成するため、「漫画を使って分かりやすく幅広い層に訴えようという手法」が評価され 2010 公募アワード「啓蒙活動賞」を受賞した。作品は WIPO のホームページからダウンロードできる⁴⁰。

(4) プロモーション

これまで紹介してきた取り組みはどちらかといえば普及啓発活動など日本をターゲットとしたものとは限らない。しかし、日本に事務所が位置するメリットを活用した活動も行われてしかるべきである。このような観点に立脚し、最近では、WIPO の提供するサービスである PCT、マドリッド制度について日本のユーザに向けてセミナーを行うなど WIPO のサービスセンターとしての機能も果たすように業務を拡大している。WIPO 日本事務所自体は小規模であることもあり、日本特許庁や日本弁理士会などと協力しながら、各地でセミナーを行わせていただいたり、個別に企業とコンタクトさせていただいたり、また各種のご質問等にも出来る限りお答えさせていただいている。現在、日本事務所にはマドリッド制度の専門家は配されているが、PCT 専属の専門家はおらず、筆者が PCT についてはカバーしている。今後、人材資源の拡充が課題である。

(5) 日本事務所の位置づけ

日本は途上国の経済発展には知的財産に関する基盤整備が必要との認識の下、WIPO に対して産業財産権の分野でアジア・太平洋地域を対象とした任意拠出金を 1987 年に創設した。現在は更に著作権分野の拠出金、アフリカ・LDC を対象とした

拠出金も創設され、日本は加盟国の中でもトップの拠出を誇っている。1987年の拠出金開始から既に四半世紀を経ており、日本がWIPO加盟国の中でも拠出金事業においては突出した貢献国である。WIPOの外部事務所は現在、日本のほかに、シンガポール、米国（ニューヨーク）、ブラジル（リオデジャネイロ）に設置されている。外部事務所の設置は決して容易なものではなく、WIPOとしての世界の中における戦略拠点であると捉えることができ、日本の場合は、この四半世紀に及ぶ貢献の歴史があり、その延長線上に日本事務所の開設があると位置づけることができる。

そして、冒頭で示した特許の統計の例に見られるように、中国の台頭で知的財産活動や戦略が東アジアシフトになっているのに対し、日本事務所は、WIPOの外部事務所の新しいモデルとして希少な役割を担っており、現在あるシンガポール事務所や将来開設される可能性のある外部事務所と連携して、WIPOの東アジアシフトへの回答のひとつとしての役割が期待されよう。このような形でWIPO日本事務所が日本のみならずアジアへ貢献することは、日本の国際戦略と軌を一にするものであり、これまでの日本政府の支持に感謝するとともに、引き続き日本政府とは連携していきたいと考えている。

6. 今後

180を超える加盟国の間で合意を得ることは決して容易なことではないが、そのために加盟国、そして事務局は日々努力を積み重ねている。先述した視聴覚的実演に関するWIPO北京条約に見られるように、マルチの交渉の場として知的財産に関する専門機関としてWIPOが果たすことが出来る領域はまだまだある。その中において、WIPOが提供するサービスのビッグユーザーである日本

の貢献は引き続き重要であり大いに期待されるところでもある。今後のWIPOにおける議論の更なる深化に期待したい。

注)

- ¹ 明治26年には半円形の真珠の養殖に成功し、その後、明治29年に特許を取得（特許第2670号）。
- ² 因みに国連本体の加盟国数は193である。
- ³ WIPO 2012/2013 計画予算書（http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2012_2013.pdf）から算出。
- ⁴ 中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイト。http://english.sipo.gov.cn/statistics/2011/12/201201/t20120116_641774.html
- ⁵ 米国特許商標庁ウェブサイト。http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/us_stat.htm
- ⁶ PCT Yearly Review: The International Patent System, 2012 edition をベースに作成。
- ⁷ WIPO 文書 WO/GA/31/11, WO/GA/31/11 ADD., WO/GA/31/12, 13, 14
- ⁸ WIPO 文書 A/43/16 ANNEX A
- ⁹ WIPO 文書 A/43/16 段落 334
- ¹⁰ 各プロジェクトの進行状況は、<http://www.wipo.int/ip-development/en/agenda/projects.html> で確認できる。
- ¹¹ WIPO 文書 CDIP/6/12 Rev.
- ¹² 注7 参照
- ¹³ WIPO 文書 SCP/3/10 段落 2 “Every document shall specify the registration number of the contract affording access to genetic resources and a copy thereof where the goods or services for which protection is sought have been manufactured or developed from genetic resources, or products thereof, of which one of the member countries is the country of origin.”
- ¹⁴ 会合の名称には Folklore（フォークロア）という用語が用いられているが、最近では Folklore に変えて Traditional Cultural Expressions/Expressions of Folklore（TCEs/EoF：伝統的文化表現／フォークロアの表現）もしくは Traditional Cultural Expressions（伝統的文化表現）という用語が用いられることが多い。本稿では「伝統的文化表現」とする。
- ¹⁵ WIPO 文書 WO/GA/40/7 段落 16
- ¹⁶ WIPO 文書 WIPO/GRTKF/IC/20/REF/FACILITATORS TEXT
- ¹⁷ WIPO 文書 WIPO/GRTKF/IC/21/4, WIPO/GRTKF/IC/21/5, WIPO/GRTKF/IC/21/INF/4, WIPO/GRTKF/IC/21/INF/8
- ¹⁸ WIPO 文書 WIPO/GRTKF/IC/21/REF/FACILITATORS TEXT
- ¹⁹ WIPO 文書 WIPO/GRTKF/IC/22/4, WIPO/GRTKF/IC/22/5, WIPO/GRTKF/IC/22/INF/4, WIPO/GRTKF/IC/22/INF/8
- ²⁰ WIPO 文書 SCP/12/4 Rev. ANNEX に論点リストとして示されている。
- ²¹ WIPO 文書 SCP/14/7
- ²² WIPO 文書 SCP/16/5
- ²³ WIPO 文書 SCP/17/8
- ²⁴ WIPO 文書 SCP/17/7
- ²⁵ WIPO 文書 SCP/17/10

- ²⁶ WIPO 文書 SCP/18/9
- ²⁷ WIPO 文書 SCP/16/7, SCP/16/7 CORR.
- ²⁸ WIPO 文書 SCP/17/11
- ²⁹ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/godai_patent.htm
- ³⁰ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/2_tegernsee.htm
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/2_tegernsee.htm
- ³¹ PCT 国際出願について国際調査を行う国際調査機関が最低限調査対象にすべきとされる文献。
- ³² WIPO 文書 PCT/WG/5/18
- ³³ WIPO 文書 PCT/WG/5/20
- ³⁴ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm
- ³⁵ WIPO 文書 PCT/WG/4/14
- ³⁶ Beijing Treaty on Audiovisual Performances。日本はまだこの条約を締結していないので、現段階で条約の名称として定まった日本語表記があるわけではない。
- ³⁷ <http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/outreach/>
- ³⁸ <http://www.youtube.com/user/wipo> から Documentary を選択。
- ³⁹ <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>
- ⁴⁰ 電子版は <http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/outreach/manga/index.html> からダウンロード可能。